

○産業廃棄物税条例施行規則

平成十六年十一月三十日

宮城県規則第百十三号

改正 平成一七年三月三十一日規則第九〇号

平成一九年二月二〇日規則第一〇号

平成二五年一二月二七日規則第八三号

平成二七年一二月二八日規則第一二〇号

平成二八年三月三十一日規則第五七号

平成二八年七月一二日規則第九八号

産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税地)

第二条 知事は、条例第三条第二項の規定により別に課税地を指定したときは、遅滞なく、産業廃棄物税課税地指定通知書により、特別徴収義務者又は納税者に通知するものとする。

(課税標準の端数計算)

第三条 産業廃棄物税の課税標準である重量を計算する場合において、その重量に〇・〇〇一トン未満の端数があるとき、又はその全重量が〇・〇〇一トン未満であるときは、その端数重量又はその全重量を切り捨てる。

(換算して得た重量)

第四条 条例第六条第二項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この表において「廃棄物処理法」という。）第二条第四項第一号に掲げる燃え殻をいう。）	一・一四
二 汚泥（廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる汚泥をいう。）	一・一〇

三 廃油（廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃油をいう。）	〇・九〇
四 廃プラスチック類（廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃プラスチック類をいう。）	〇・三五
五 紙くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第二条第一号に掲げる紙くずをいう。）	〇・三〇
六 木くず（廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる木くずをいう。）	〇・五五
七 繊維くず（廃棄物処理法施行令第二条第三号に掲げる繊維くずをいう。）	〇・一二
八 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる固形状の不要物をいう。）	一・〇〇
九 廃棄物処理法施行令第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十 ゴムくず（廃棄物処理法施行令第二条第五号に掲げるゴムくずをいう。）	〇・五二
十一 金属くず（廃棄物処理法施行令第二条第六号に掲げる金属くずをいう。）	一・一三
十二 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃棄物処理法施行令第二条第七号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。）	一・〇〇
十三 鉱さい（廃棄物処理法施行令第二条第八号に掲げる鉱さいをいう。）	一・九三
十四 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）	一・四八
十五 動物のふん尿（廃棄物処理法施行令第二条第十号に掲げる動物のふん尿をいう。）	一・〇〇
十六 動物の死体（廃棄物処理法施行令第二条第十一号に掲げる動物の死体をいう。）	一・〇〇
十七 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる産業廃棄物	一・二六
十八 廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇

備考 換算係数は、産業廃棄物の容量一立方メートル当たりのトン数とする。

（特別徴収義務者の指定の通知）

第五条 県税事務所長は、条例第九条第二項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

る。

(特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置)

第六条 条例第十条第二項の規定により特別徴収義務者の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証票亡失届出書を県税事務所長に提出するとともに、産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書により、証票の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十条第六項の規定により証票を返す場合において、その証票を亡失しているときは、産業廃棄物税特別徴収義務者証票亡失届出書を県税事務所長に提出すれば足りる。

3 県税事務所長は、前二項の規定による届出を受理したときは、直ちに当該届出に係る証票が無効である旨を公告するものとする。

(期間等の指定の通知)

第七条 県税事務所長は、条例第十一条第二項又は第十四条第二項の規定により別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定したときは、産業廃棄物税の納入(納付)に係る期間等指定通知書により通知するものとする。

(徴収猶予の通知)

第八条 県税事務所長は、条例第十二条第一項の規定による申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、産業廃棄物税徴収猶予処分通知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

(更正又は決定の通知)

第九条 県税事務所長は、法第七百三十三条の十六、第七百三十三条の十八又は第七百三十三条の十九の規定により産業廃棄物税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により特別徴収義務者又は納税者に通知するものとする。

(電磁的記録等による保存)

第十条 条例第十六条第二項に規定する帳簿の保存に代わる電磁的記録等の保存については、ゴルフ場利用税の例による。

(賦課徴収)

第十一条 産業廃棄物税の賦課徴収については、第二条から前条に定めるものを除くほか、宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)第三条、第六条の二、第八条から第八条の三まで、第九条の二から第十二条まで、第十二条の六から第十五条まで、

第十六条第一項及び第十七条から第二十条の三までの規定を準用する。この場合において、同規則第三条第二項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項第二号、第十三条並びに第十七条第四号中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、同規則第六条の二第一項及び第二項、第十一条並びに第十六条第一項中「条例」とあるのは「産業廃棄物税条例第十七条の規定により準用する宮城県県税条例」と、同規則第六条の二第二項及び第二十条の三第一項中「県税の」とあるのは「産業廃棄物税の」と、同規則第十条中「条例」とあるのは「産業廃棄物税条例」と、同規則第十七条中「条例第十六条第三項（条例第十六条の二第四項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「産業廃棄物税条例第十七条の規定により準用する宮城県県税条例第十六条第三項」と読み替えるものとする。

（文書の様式）

第十二条 条例及びこの規則の規定による通知書その他の書類の様式は、次の表の当該各項に対応する様式第一号から様式第十八号までによるものとする。

様式	書類等の名称	根拠条文
様式第一号	産業廃棄物税課税地指定通知書	第二条
様式第二号	産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	第五条
様式第三号	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	条例第十条第一項
様式第四号	産業廃棄物税特別徴収義務者証票	条例第十条第二項
様式第五号	産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書	条例第十条第五項
様式第六号	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	条例第十条第六項
様式第七号	産業廃棄物税特別徴収義務者証票亡失届出書	第六条第一項及び第二項
様式第八号	産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書	第六条第一項
様式第九号	産業廃棄物税納入申告書	条例第十一条第一項
様式第十号	産業廃棄物税の納入（納付）に係る期間等指定通知書	第七条
様式第十一号	産業廃棄物税徴収猶予申請書	条例第十二条第一項
様式第十二号	産業廃棄物税徴収猶予処分通知書	第八条
様式第十三号	産業廃棄物税還付（納入義務免除）申請書	条例第十三条第一項
様式第十四号	産業廃棄物税の還付（納入義務免除）申請に係る	条例第十三条第三項

	通知書	
様式第十五号	産業廃棄物税納付（修正）申告書	条例第十四条第一項及び第三項
様式第十六号	産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書	第九条
様式第十七号	産業廃棄物税最終処分場設置届出書	条例第十五条第一項
様式第十八号	産業廃棄物税最終処分場変更届出書	条例第十五条第二項

2 知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、宮城県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（条例の施行のための準備）

2 条例附則第四項の規定により行う特別徴収義務者の登録の申請は、この規則の施行の日前においても、第十二条の規定の例により行わなければならない。

様式第1号

産業廃棄物税課税地指定通知書	
第 年 月 日	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
様	
宮城県知事 印	
産業廃棄物税条例第3条第2項の規定により、下記のとおり課税地を指定したので通知します。	
記	
年 度	課 税 地

様式第2号

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書			
		第 号 年 月 日	
住所(所在地) 特別徴収義務者氏名(名称)			
様			
		宮城県 県税事務所長 印	
<p>あなたを産業廃棄物税条例第9条第2項の規定により、下記最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収義務者に指定したので通知します。</p> <p>この指定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりませんので、直ちに、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書を提出してください。</p>			
指定する最終処分場等	所在地		
	名称		
	最終処分業者	住所(所在地)	
		氏名(名称及び代表者の氏名)	
指 定 年 月 日		年 月 日	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号

産業廃棄物税特別徴収義務者証票



縦 90ミリメートル

横 145ミリメートル

アルミはく製とし、板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は青色とし、文字は黒色とすること。

様式第7号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者証票亡失届出書		
年 月 日		
宮城県	県税事務所長 殿	
	住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び 代表者の氏名) 印	
<p>さきに交付を受けた下記の証票を亡失したので、産業廃棄物税条例施行規則第6条第1項(第2項)の規定により届け出ます。</p>		
最終処分場	所在地	
	名称	
	交付年月日	登録番号
亡失した特別徴収義務者証票	年 月 日	第 号
亡失した年月日	年 月 日	
亡失した理由		

様式第8号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書	
年 月 日	
宮城県 県税事務所長 殿	
住所(所在地)	
電話番号	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印
(法人の場合) 法人番号	
産業廃棄物税条例施行規則第6条第1項の規定により、再交付を申請します。	
産業廃棄物税特別徴収義務者証票(第 号)を受領しました。	
年 月 日	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
印	

様式第9号

(受付印)		産業廃棄物税納入申告書	
		年 月 日	
宮城県		県税事務所長 殿	
住所(所在地) 電 話 番 号			
氏名(名称及び 代表者の氏名)			印
個人番号又は 法 人 番 号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、下記のとおり申告します。			
最 終 処 分 場	所 在 地		
	名 称		
登 録 番 号	第 号		
月 別	課税標準たる 重量 ①	税 率 ②	税 額 ①×②
年 月分	トン	1,000円/トン	円
年 月分	トン	1,000円/トン	円
年 月分	トン	1,000円/トン	円
合 計			円

- 1 各月ごとに別紙明細書を記入し、添付してください。
- 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
- 3 条例第5条の規定により知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物が最終処分場へ搬入された場合は、重量を①の欄に外数で下段括弧書きしてください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称					
	重量による搬入		容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)		
	産業廃棄物の種類	重量 (トン)	容量 (ア) (m ³)	換算係数 (イ)	
				換算して得た重量(ア)×(イ) (トン)	
申告 納入	燃え殻			1.14	
	汚泥			1.10	
	廃油			0.90	
	廃プラスチック類			0.35	
	紙くず			0.30	
	木くず			0.55	
	繊維くず			0.12	
	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物			1.00	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物			1.00	
	ゴムくず			0.52	
	金属くず			1.13	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00	
	鋳さい			1.93	
	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物			1.48	
	動物のふん尿			1.00	
	動物の死体			1.00	
	令第2条第12号に掲げる産業廃棄物			1.26	
令第2条第13号に掲げる産業廃棄物			1.00		
合計		(ウ)		(エ)	
		(ウ)(エ)の合計 (トン)			

1 明細書は、月ごとに作成してください。

2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第10号

産業廃棄物税の納入(納付)に係る期間等指定通知書	
住所(所在地) 氏名(名称)	第 号 年 月 日
様	宮城県 県税事務所長 印
産業廃棄物税条例第11条第2項(第14条第2項)の規定により、産業廃棄物税の納入(納付)に係る期間及び期限を次のとおり指定します。	
納入(納付)に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
納入(納付)期限	年 月 日
指定の理由	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号



産業廃棄物税徴収猶予申請書			
			年 月 日
宮城県		県税事務所長 殿	
住所(所在地)			
電話番号			
氏名(名称及び代表者の氏名)	印		
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
産業廃棄物税の納入について徴収の猶予を受けたいので、産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により申請します。			
最終処分場	所在地		
	名称		
登録番号	第 号	納入期限	年 月 日
月 別	申告税額 ①	納入額 ②	徴収猶予を受けようとする税額 ①-②
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
合 計	円	円	円
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			

別紙明細書を添付してください。

様式第12号

産業廃棄物税徴収猶予処分通知書			
住所(所在地) 氏名(名称) 様			第 号 年 月 日
			宮城県 県税事務所長 印
年 月 日で申請のありました産業廃棄物税の徴収猶予について、次のとおり承認します(承認しません)ので通知します。			
最終処分場	所在地		
	名称		
登録番号	第 号	納入期限	年 月 日
月 別	申告税額 ①	納入額 ②	徴収猶予をした税額 ①-②
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
合 計	円	円	円
徴収猶予をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
承認しない場合の理由			
備 考			

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書					
		年 月 日					
宮城県		県税事務所長 殿					
住所(所在地)							
電話番号							
氏名(名称及び代表者の氏名)	印						
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 						
産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、産業廃棄物税の還付(納入義務の免除)を申請します。							
最終処分場	所在地						
	名称						
登録番号	第	号	還付(納入義務の免除)を受けようとする税額の合計			円	
月 別	年	月分	年	月分	年	月分	
還付又は納入義務の免除の別							
産業廃棄物の最終処分場への搬入重量 ①			トン			トン	
受け取るべき埋立処分の料金 ②			円			円	
②のうち既に受け取った埋立処分料金			円			円	
納入すべき税額 ①×税率 ③			円			円	
③のうち既に納入した税額及び納入年月日			円	年 月 日	円	年 月 日	
還付(納入義務の免除)を受けようとする税額			円			円	
埋立処分を委託した者の住所(所在地)及び氏名(名称)							
申請理由							
還付を受けようとする口座番号				銀行	支店		
	普通預金・当座預金			口座番号			

- 1 搬入重量については、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
- 2 還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

様式第14号

産業廃棄物税の還付(納入義務免除)申請に係る通知書			
住所(所在地) 氏名(名称)		第 号 年 月 日	
		宮城県 県税事務所長 印	
様			
年 月 日で申請のありました産業廃棄物税の還付(納入義務の免除)について、下記のとおり決定したので通知します。			
最終処分場	所在地		
	名称		
登録番号	第 号	還付(納入義務免除)する税額の合計	円
月 別	還付又は納入義務免除の別	申 請 額	決 定 額
年 月分		円	円
年 月分		円	円
年 月分		円	円
還付(納入義務免除)しない理由			

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第15号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		産業廃棄物税納付(修正)申告書		
		年 月 日		
宮城県		県税事務所長 殿		
住所(所在地)				
電話番号				
氏名(名称及び代表者の氏名)				印
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
産業廃棄物税条例第14条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり(修正)申告します。				
最終処分場	所在地			
	名称			
納付申告	月 別	課税標準たる重量①	税 率②	税 額①×②
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	合 計	/	/	円
修正申告	月 別	修正申告納付額	当初申告額	修正申告によって納付すべき税額 ③-④
		課税標準たる重量	課税標準たる重量	
		税 額③	税 額④	
	年 月分	トン 円	トン 円	円
	年 月分	トン 円	トン 円	円
年 月分	トン 円	トン 円	円	
合 計	/	/	円	

- 1 各月ごとに別紙明細書を記入し、添付してください。
- 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
- 3 条例第5条の規定により知事が定めるものにより排出されることとなった産業廃棄物が最終処分場へ搬入された場合は、重量を①の欄に外数で下段括弧書きしてください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称					
	重量による搬入		容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)		
	産業廃棄物の種類	重量 (トン)	容量 (ア) (m ³)	換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア)×(イ) (トン)
申 告 納 付	燃え殻			1.14	
	汚泥			1.10	
	廃油			0.90	
	廃プラスチック類			0.35	
	紙くず			0.30	
	木くず			0.55	
	繊維くず			0.12	
	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物			1.00	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物			1.00	
	ゴムくず			0.52	
	金属くず			1.13	
	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00	
	鋳さい			1.93	
	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物			1.48	
	動物のふん尿			1.00	
	動物の死体			1.00	
	令第2条第12号に掲げる産業廃棄物			1.26	
	令第2条第13号に掲げる産業廃棄物			1.00	
	合計		(ウ)		(エ)
			(ウ)(エ)の合計 (トン)		

1 明細書は、月ごとに作成してください。

2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書

住所(所在地) 氏名(名称)	第 号 年 月 日
様	宮城県 県税事務所長 印

地方税法第733条の16・第733条の18・第733条の19の規定により、下記のとおり更正・決定・加算金決定したので通知します。
なお、不足金額③及び加算金額⑥は、同封の納入(納付)書で下記指定納期限までに、納入(納付)書に記載した場所に納めてください。

年度	更正・決定期間		指定納期限		決定年月日		納入(納付)すべき額							
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	③+⑥ (円)							
月 別	本 税		加 算 金											
	更正・決定額	既に入納(納付)の確定した額	差引増減税額	申告書提出期限	区分	基礎となる税額	率	決定額	既に入納(納付)の確定した額	差引増減額	納入(納付)すべき額			
	課税標準となる産業廃棄物の重量(トン)	税額1,000円/トン	①(円)	②(円)	①-②	③(円)	申告書提出年月日			④(円)	⑤(円)	④-⑤	⑥(円)	③+⑥ (円)
年 月														
年 月														
年 月														
年 月														
年 月														
年 月														
年 月														
合 計														

1 延滞金は、申告納入(納付)すべきであった納期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額となります。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは納める必要はありません。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則（平成一七年規則第九〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の産業廃棄物税条例施行規則様式第十六号による書類は、当分の間、改正後の産業廃棄物税条例施行規則様式第十六号によるものとみなす。

附 則（平成二五年規則第八三号）

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第一二〇号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第九八号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

様式第2号

(平17規則90・平28規則57・一部改正)

様式第3号

(平27規則120・一部改正)

様式第4号

様式第5号

(平27規則120・一部改正)

様式第6号

(平27規則120・一部改正)

様式第7号

様式第8号

(平27規則120・全改、平28規則98・一部改正)

様式第9号

(平17規則90・平27規則120・一部改正)

様式第10号

(平17規則90・平28規則57・一部改正)

様式第11号

(平27規則120・一部改正)

様式第12号

(平17規則90・平28規則57・一部改正)

様式第13号

(平27規則120・一部改正)

様式第14号

(平17規則90・平28規則57・一部改正)

様式第15号

(平17規則90・平27規則120・一部改正)

様式第16号

(平17規則90・平19規則10・平25規則83・平28規則57・一部改正)

様式第17号

(平27規則120・一部改正)

様式第18号

(平27規則120・一部改正)